

## 埼玉県障害福祉分野における I C T 導入モデル等事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

- 第1条 県は、障害福祉分野における I C T の活用により障害者支援施設等における業務効率化及び職員の業務負担軽減を推進するため、これらを行う事業者が I C T を導入する際の経費を補助する。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和 40 年埼玉県規則第 15 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

- 第2条 この要綱において「障害者支援施設事業者」とは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 5 条第 11 項に規定する「障害者支援施設」を運営する法人をいう。
- 2 この要綱において「障害児入所施設事業者」とは、「児童福祉法」（昭和 22 年法律第 164 号。）第 7 条に規定する「障害児入所施設」を運営する法人をいう。
- 3 この要綱において「障害児者通所事業者」とは、障害者総合支援法第 5 条第 1 項に規定する障害福祉サービス事業のうち、療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援の事業及び児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 1 項に規定する障害児通所支援事業のいずれかの事業を行う者とする。
- 4 この要綱において「児童発達支援センター事業者」とは、児童福祉法第 7 条に規定する「児童発達支援センター」を運営する法人をいう。
- 5 この要綱において「障害者支援施設事業者等」とは、本条各項の「障害者支援施設事業者」「障害児入所施設事業者」「障害児者通所事業者」「児童発達支援センター事業者」をいう。

### (事業内容等)

- 第3条 障害福祉分野における I C T を推進するため、以下に掲げる事業を実施する。
- ア 障害福祉分野の I C T 導入モデル事業  
事業の対象者は、障害者支援施設事業者、障害児入所施設事業者及び障害児者通所事業者（定員 41 名以上の事業所に限る。）とする。
- イ 児童発達支援センターにおけるオンライン環境整備事業  
事業の対象者は、児童発達支援センターとする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、以下に掲げる経費とする。

- ア 情報端末（タブレット端末・スマートフォン等ハードウェア、インカム）
- イ ソフトウェア（開発の際の開発基盤のみは対象外）
- ウ 通信環境機器等（Wi-Fi ルーターなど）
- エ 保守経費等（クラウドサービス、保守・サポート費、導入設定、導入研修、セキュリティ対策など）

2 上記経費は当該年度中に係る経費のみを対象とする。

3 第1項のウの通信環境機器等及びエの保守経費等については、アの情報端末及びイのソフトウェアの導入に必要なものに限り対象とする。

4 第3条のアの「障害福祉分野のICT導入モデル事業」については以下のとおりとする。

(1) 第1項のアの情報端末については、業務効率化及び職員の業務負担軽減に効果のあるハードウェアが対象である。たとえば、障害福祉サービス等の提供に関する記録を支援を行う場所で完結でき、また、その場で利用者の情報を確認できるタブレット等のほか、職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなどの効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカムなど、ICT技術を活用したものを対象とする。

(2) 第1項のイのソフトウェアについては、以下の①②のいずれかに該当する製品を対象とする。いずれの場合も研究開発品ではなく、企業が保証する商用の製品であること。

- ① 事業所での業務を支援するソフトウェアであって、記録業務、情報共有業務（事業所内外の情報連携含む。）、請求業務を一気通貫（転記等の業務が発生しない）で行うことが可能となっているもの。
- ② バックオフィス業務（業務効率化に資する勤怠管理、シフト表作成、人事、給与、ホームページ作成などの業務）のためのソフトウェアであって、転記等の業務が発生しない一気通貫（転記等の業務が発生しない）の環境が実現できるもの。

5 第3条のイの「児童発達支援センターにおけるオンライン環境整備事業」については以下のとおりとする。

- (1) 第1項のアの情報端末については、地域の他事業所等との情報共有、意見交換、保護者との面接（個人・グループを問わず）を行うためのハードウェアを対象とする。
- (2) 第1項のイのソフトウェアについては、オンラインミーティング等を実施するためのものや、容量の大きいファイルを共有するための商品であること。

(補助対象外となる費用)

第5条 この補助金は、次の各号に掲げる費用については補助の対象としないものとする。

- (1) インターネット回線使用料等の通信費、その他当該事業として適當と認められない費用
- (2) 本事業と同趣旨の事業による補助金の交付を受けているもの又は受けることを予定している費用
- (3) 「障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業」の対象となる費用
- (4) 過去に障害者支援施設事業者等に対する同様のＩＣＴ導入支援補助金（「埼玉県障害福祉分野におけるＩＣＴ導入モデル事業補助金」等）により補助を受けて同種のＩＣＴ機器等を購入したことがある事業者は、本事業による補助の対象とならない。

(補助額)

第6条 この補助金の交付額は、次により算出する。

なお、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切捨てるものとする。

- ア 1 事業所あたりの第4条の補助対象経費の合計額と別表の第1欄の補助基準額とを比較して少ない方の額とする。
- イ アにより算出された額に別表の第3欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。
- 2 障害者支援施設事業者等が導入経費を算定するに当たっては、補助金の適正化や経済性の観点から、あらかじめ複数の業者から 見積書を徴し、原則として最低価格を提示した業者を選定すること。

(申請書の様式等)

第7条 規則第4条第1項の申請書様式は、様式第1号のとおりとする。

- 2 前項に定める書類の提出期限は、別に定める。
- 3 規則第4条第1項第2号及び第3号に掲げる事項は記載することは要しない。
- 4 規則第4条第2項第1号から第3号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。
- 5 規則第4条第2項第5号に掲げる知事が定める事項に係る添付書類は、次のとおりとする。
  - (1) 前条第2項に基づき徴取した見積書の写し
  - (2) 導入機器等のカタログや仕様書等

(交付決定通知書の様式等)

第8条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(交付の条件)

第9条 この補助金の交付決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 第3条のアの「障害福祉分野のICT導入モデル事業」を行う者はICT導入に伴う研修会に参加したこと。また、ICTの導入効果について検証を行い、県に報告するとともに、自らホームページ等により公表すること。なお、報告内容については、ICTの活用モデルとして国及び県が公表する可能性があるので、これに応じること。
- (2) 事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、あらかじめ様式第3号により知事に申請し、その承認を受けること。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ様式第4号により知事に申請し、その承認を受けること。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(交付の方法)

第10条 県は、交付額の確定後に、精算払により補助金を交付する。

(状況報告)

第11条 補助対象者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行の状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(実績報告書の様式等)

第12条 規則第13条の実績報告書の様式は、様式第5号のとおりとし、その提出部数は1部とする。

- 2 前項の実績報告書は、事業完了の日から30日を経過した日又は補助金の交付を受けようとする日の属する年度の末日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。
- 3 第1項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
  - (1) 補助対象事業に係る契約書等の写し
  - (2) 補助対象事業に係る領収書又は支払が確認できる書類の写し
  - (3) 導入機器等の写真

(補助金の額の確定)

第13条 規則第14条の額の確定に係る通知書の様式は、様式第6号のとおりとする。

2 前項の通知書に基づく補助金の交付額の確定は、前条の規定により提出された報告書の記載内容が適正であることを確認することもって行う。

(仕入控除税額の報告等)

第14条 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税相当額に係る仕入控除税額が確定した場合は、様式第7号により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。

なお、知事に報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(補助金の返還)

第15条 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 知事は、補助対象者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(財産処分の制限)

第16条 規則第19条第2号に規定する知事の定めるものは、補助事業により取得し、又は効用の増加した機器のうち、1台当たりの価格が30万円以上のものとする。

2 規則第19条ただし書きに規定する知事が定める期間は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)に定める期間とし、期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。

なお、知事の承認を受けて財産を処分することにより、収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させことがある。

(書類の整備等)

第17条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る収入及び支出等を明ら

かにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要綱は、令和2年7月16日から施行する。ただし、令和2年4月1日に遡及して適用する。

附則

この要綱は、令和4年3月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年5月18日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月19日から施行する。

別表

補助基準額	補助対象経費	補助率
・障害者支援施設事業者、障害児入所施設事業者及び障害児者通所事業者（定員41名以上の事業所に限る。） 1施設あたり 1,000千円	第4条及び第5条に基づく補助対象経費	3／4
・児童発達支援センター 1施設あたり 800千円	第4条及び第5条に基づく補助対象経費	3／4